

## 令和6年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和6年3月6日（第3日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉岡正博  | 9番  | 大串武次  |
| 2番 | 岸川信義  | 10番 | 吉岡英允  |
| 3番 | 友田香将雄 | 11番 | 草場祥則  |
| 4番 | 重富邦夫  | 12番 | 井崎好信  |
| 5番 | 中村秀子  | 13番 | 内野さよ子 |
| 6番 | 定松弘介  | 14番 | 西山清則  |
| 7番 | 前田弘次郎 | 15番 | 溝上良夫  |
| 8番 | 溝口誠   | 16番 | 片渕栄二郎 |

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

|             |       |        |      |
|-------------|-------|--------|------|
| 町長          | 田島健一  | 副町長    | 百武和義 |
| 教育長         | 北村喜久次 | 総務課長   | 中村政文 |
| 企画財政課長      | 坂本博樹  | 総合戦略課長 | 山口裕一 |
| 税務課長        | 大串恭隆  | 住民課長   | 谷川友子 |
| 保健福祉課長      | 木須英喜  | 長寿社会課長 | 山下英治 |
| 生活環境課長      | 土井一   | 農業振興課長 | 吉村浩  |
| 商工観光課長      | 谷崎孝則  | 農村整備課長 | 吉村大樹 |
| 建設課長        | 笠原政浩  | 会計管理者  | 久原美穂 |
| 学校教育課長      | 出雲誠   | 主任指導主事 | 梅木純一 |
| 新しい学校づくり専門監 | 永石敏   | 生涯学習課長 | 矢川靖章 |
| 農業委員会事務局長   | 久原正好  |        |      |

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 中原賢一 |
| 課長補佐   | 川崎常弘 |
| 議事係書記  | 草場雅子 |

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 9番 | 大串武次 | 10番 | 吉岡英允 |
|----|------|-----|------|

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 西山清則議員

1. 道路整備について

2. スポーツ指導と教育の在り方について

2. 中村秀子議員

1. ふるさと納税について

3. 友田香将雄議員

1. 新設小学校の整備方針について

2. 業務継続計画について

3. 保育園の民営化について

---

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、大串武次議員、吉岡英允議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は3名です。

順次発言を許します。西山清則議員。

○西山清則議員

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問、2日目のトップバッターとして質問させていただきます。

今議会の一般質問は、大きく2点通告しています。

有明海沿岸道路が令和3年7月24日に、嘉瀬南インターから福富インターまで開通いたしました。今後は、福富インターから竜王崎まで進み、国道207号線につなげられる予定であります。現在、福岡県側は大牟田から川副町まで開通しており、佐賀市へ向かって工事が進められています。あと佐賀県側を残すのみとなっております。それに伴い、嘉瀬南インターより東のほうへ整備し、工事を進められています。全て開通すれば、車の流れも大幅に変わり、利便性はかなりよくなってくるものだと思います。現時点でも、大牟田まで50分前後で行けるようになっていきます。また、それから熊本県内での事業が2月に荒尾市で着手されました。有明海沿岸道路については、熊本市と荒尾市や福岡、佐賀を結ぶ計画であります。しかし、全面開通するまでには十数年以上かかる見込みだと思っておりますが、そこで福富インターまで開通後は、国道444号線の整備にかかるということの説明会で聞いております。現在、JAさが白石地区福富北部共乾を中心に南北に整備されていますが、町としても併せて町道の整備をする必要があると思っております。よって、地域住民からの要望もあり、そのアクセス道路について質問させていただきます。

まず1つ目は、国道444号線へ通じる六府方中央線の三差路のかさ下げをしていただくよう通告しています。この交差点は、町道六府方中央線から国道444号線へ出るとき、かなりの高低差があります。カーブミラーがあるものの、右側から来る車両は見えにくい状態です。それに、雑草が生い茂ったときには、ますます見えにくくなります。また、草が大きくなるのは早いもので、雨が降れば成長が早くなり、年2回ほど除草作業をお願いしていますが、あと数回は小まめをお願いする必要があります。そして、これまで過去に数回の車両事故の交通事故が発生しております。それに、町道から国道へ出る左側は少しカーブになっています。だから、この交差点は、交通安全のためにかさ下げをする必要があると思っておりますが、伺います。

#### ○笠原政浩建設課長

町道六府方中央線から国道444号へは、上り勾配となっております。国道ののり面の一部では、時期によっては雑草が茂り、見通しが悪くなることも見受けられます。また、三差路付近では、過去7年間に6件の物損、人身事故が発生しています。こういったことから、道路管理者である県へは、道路利用者の安全対策として、できる限りの対応をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○西山清則議員

道路利用者の交通安全対策のために、よろしくお願ひしたいと思っております。また、さらにその交差点から南へ20メートルほど行くと、下区の農水処理場からの道路があり、国道444号線への三差路となっております。その交差点の左側はササやぶになっており、また右側はカーブになっています。カーブミラーは取り付けられていますが、見えにくい状態です。それに、児童・生徒の通学道路にもなっておりますので、交通事故防止のために整備する必要があると思っておりますが、伺います。

### ○笠原政浩建設課長

御指摘の町道直江・北移線は、先ほどの三差路とは少ししか離れておらず、変則の交差点のような形状になっているところがございます。国道の緩やかなカーブとササやぶで見通しが悪い状況となっておりますので、道路利用者の安全確保のため、対策が必要かと思っております。国道の緩やかなカーブにタッチする、近接する2つの三差路を一体的に整備することも視野に入れ、どのような安全対策を講じればよいか、国道管理者である県と連携しながら検討していければというふうに考えております。

以上です。

### ○西山清則議員

有明海沿岸道路の開通後は、車の数も少なくなってきましたけれども、農耕者やトラクターが横断するときにも危険な状態でありますので、安全対策のために、除草作業も含め県へお願いしていただくことを願い、次に移ります。

2つ目は、住ノ江橋手前の四差路の道路幅の拡幅をと通告しています。

この交差点は、国道444号線へ出る場合と、国道より町道住ノ江海岸線へ入る場合には、幅員が狭く離合もできず、危険な状態であります。地元の方も困っておられますので、有明海沿岸道路が開通してからは、車の数も少なくなりましたが、この交差点で国道から町道へ入る車と町道から国道へ出る車が出会い頭になった場合には、離合ができず、車の渋滞が発生し、ほかの車に影響が出ます。そのためには、国道への出入りがしやすいように、町道の拡幅をする必要があると思っておりますが、いかがでしょうか、伺います。

### ○笠原政浩建設課長

住ノ江橋西側の町道住ノ江海岸線と国道444号が接する交差点の拡幅は、平成26年2月に地元より要望書の提出があり、当時現地の状況を確認したところ、町道から国道へ高低差がある上り勾配となっており、家屋等も隣接しているため、スムーズな出入りを考慮すると、通常の道路拡幅工事よりも大きな構造物の建設や、家屋等の物件移転補償が必要となり、大規模な工事、多額な事業費となることを見込まれること、それから有明海沿岸道路の開通により、国道の交通量の減少が見込まれることなど、総合的に判断した上で、道路整備計画には位置づけていませんでした。その後、令和3年に有明海沿岸道路が開通し、国道の交通量が開通前より6割以上減少したことから、以前よりも国道への出入りがしやすくなったこともあり、現在の道路整備計画の中でも位置づけていない状況でございます。

以上です。

### ○西山清則議員

その出入口には、構造物の建物や家屋があるということで、また国道の交通量が減少して、現在の道路整備計画には位置づけされていないとのことですがけれども、先ほど言われたように、平成26年2月21日に地元より要望書が提出されています。地域住

民の安全・安心な生活基盤を確保するため、拡幅改良事業を強く要望されています。その交差点は、住ノ江橋の近くであり、かさ下げができず、拡幅も厳しいのであれば、これから整備される住ノ江町営団地の整備に合わせて、町道住ノ江海岸線を河口堰から来る道路とつなげて、団地からの出入りがしやすくしてはどうでしょうか、伺いたいと思います。

#### ○笠原政浩建設課長

町営住宅地への進入は、現在国道からのみとなっております、東側の住ノ江の公民館に行くのも、一旦国道に出てからということで、非常に不便であり、周辺地域の方々とのコミュニティといったまちづくりの観点からも、町営住宅地への進入路につきましては、2箇所は必要ではないかと考えているところでございます。このような状況を踏まえて、新年度策定する住ノ江住宅建て替えに伴う基本計画の中で、周辺の町道からの進入を検討するとともに、国道への接続も含めた町道の整備計画も、周辺の状況を調査しながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○西山清則議員

それで、新年度に策定される住ノ江町営住宅建て替えの基本計画の中に、地域住民の安全・安心な生活基盤を確保するため、町道への進入、国道への接続も含めた町道の整備計画も、周辺の状況を調査しながら進めていただくことを願い、次に移りたいと思います。

それでは、3つ目に、住ノ江・北区線の道路整備と県道への昇格をと通告していません。

この町道住ノ江・北区線は、国道444号線から江北町の佐留志を經由して国道34号線へとつながり、大型車の往来が多くなって、道路の傷みが激しくなっています。現在では、国道34号線までは出ないで、江北芦刈線に出る車が多くなっています。それに雨が降れば、水たまりが多く見られ、また路肩の崩れも見られ、道路と田との高さがありません。だから、早急に道路の整備を願うわけであります。それに、六角川を挟み、江北町へ新渡大橋がかかっています。この新渡大橋も完成から約30年ほど経過しており、問題が起きれば、整備にかかる費用が高くなると思われまます。だから、江北町と話し合いをしながら、一緒になって県に要望して、住ノ江・北区線の県道格上げをお願いしてはどうでしょうか。格上げをしていただければ、町の負担も少なくなると思いますが、伺います。

#### ○笠原政浩建設課長

町道住ノ江・北区線は、昭和46年度に採択されました県営広域農道整備事業により、大町町の国道34号線を起点に、旧白石町、旧有明町、旧福富町、江北町の国道34号までを循環するよう整備された道路の一部で、平成7年度の事業完了後は広域的な農作物の流通経路のみならず、地域住民の生活道路としても利用されております。また、広域農道はその後各町へ移管され、町道として管理されており、これらの町道のうち

県道へ昇格されていない区間は本路線のみとなっておりますので、当初の整備目的である広域ネットワークを活用し、地域住民の生活や地域経済の発展のためにも、道路維持管理を行いながら、県道昇格を目指していきたいと思います。

以上です。

### ○西山清則議員

この道路は、傷んだところがありますので、整備をしながら、そして道路の管理には多額の費用がかかりますので、早急な県道昇格を願い、次の大きな2点目に入ってまいりたいと思います。

スポーツ・健康増進のまち宣言を令和元年12月に決議してから、5年目になります。これまでも、競技スポーツ、軽スポーツも行われていますが、コロナ禍の影響もあり、あまり取りかかれないように思われます。町の活性化と白石町のPRのため、もっとスポーツを盛り上げていただきたいと思います。今年から国民体育大会が国民スポーツ大会と名称が変更になり、この国民スポーツ大会は日本で一番大きな大会であります。その記念すべき第1回目が佐賀県でスタートいたします。本町においても、ソフトボール競技と障がい者グラウンドソフトボール競技の会場となっております。だから、いろいろな意味で盛り上げていかなければなりません。しかし、昨年も雨の影響で各地域での町民スポーツ大会は中止となり、今年も含め、過去8年間開催されなくなっております。

そこで、大きな項目であるスポーツ指導と教育の在り方を質問していきます。

少子化が進み、子どもたちの数も年々少なくなってきました。よって、町民スポーツ大会の運営自体が成り立たなくなってきたのではないのでしょうか。それに、8年間のブランクでは、かなり厳しいものと思われます。名称が町民スポーツ大会となっていますが、各地域の運動会であります。運動会は各学校で執り行われていますし、保護者の参加もあります。だから、先ほど言ったように、8年間開催されない運動会の開催を、段階的に集めて行うのは難しいのではないのでしょうか。そこで、名称が町民スポーツ大会とうたっているならば、運動会ではなく、各地域の事情に合わせた軽スポーツ大会にしてはどうでしょうか。老若男女、家族そろって出場できる競技がいっぱいあります。運動会ができる場所は運動会を開催してもいいでしょうが、いろいろな軽スポーツを楽しんでもらうことで、家族の絆、地域との絆が深まっていくのではないのでしょうか。町の考えを伺いたいと思います。

### ○矢川靖章生涯学習課長

今年度、令和5年10月に予定をしておりました町民スポーツ大会は、平成29年以来6年ぶりの大会ということで、町内6会場それぞれ実行委員会を立ち上げ、協議を重ねたところをございました。町民スポーツ大会に軽スポーツやニュースポーツを取り入れてはどうかということをございますが、今年度の内容につきましては、久しぶりの開催であることと、5月にコロナが5類に移行しました。まだまだ完全には収まってはいないことと等を鑑みまして、半日開催とすることにいたしました。

競技の内容につきましては、町のスポーツ推進員と各実行委員会で決定をいたしま

した。各会場で種目は違いまして、以前の運動会のメインイベントとなっておりました年齢別や男女別のリレー競技をなくし、ニュースポーツのモルックを取り入れてみようという計画された会場もございました。どの地域の種目も、競技レベルを下げ、なるべく多くの町民の皆様に参加してもらおうと工夫し、協議を重ねて種目を決定したところでもございました。そのため、雨天により中止になったことは非常に残念に思うところでもあります。

来年度の町民スポーツ大会は、SAGA2024国スポと日程が重なり、中止を決定しておりますが、今後も多くの方がスポーツに親しみ、スポーツの力で町が元気になるよう、スポーツ推進員、実行委員会の皆様などと共に知恵を出し合いながら、軽スポーツ、ニュースポーツの導入も視野に入れて、町民スポーツ大会やほかのスポーツ事業に取り組んでいきたいというふうに考えております。

### ○西山清則議員

子どもたちの数も少なくなっておりますし、運動会ではメインであるリレーがかなり難しいのではないのでしょうか。町民が楽しく参加できる種目を考えていただくことを願い、次に移ります。

スポーツ競技に関わっていかれる方は、二、三歳頃から始められた方や、中学、高校と大きく成長してから始められた方と様々ですが、小学、中学、高校、大学、社会人と成長していく中で、技術を磨いて競技を続ける人、また健康を考えながら楽しんで競技をする人など、進む道は違いますが、以前はスポーツは教育の延長であり、挨拶や言葉遣いなど、規律を重視して厳しく指導を受けていました。2月の市町行政講演会でも、スポーツは教育から始まると言われました。最近では、以前のような厳しい指導が非難を受け、優しく指導され、大声を出される指導者が少なくなりました。それは、技術力を伸ばすための厳しい指導でありましたけれども、それがいろいろな方面から指摘をされるようになり、指導方法も変わりました。でも、これからの指導で技術力を伸ばすには、本人の自覚はもとより、地域、家族の理解は欠かせません。町としてスポーツ競技の技術力向上に対して、どのような考えを持っておられるのか、伺いたいと思います。

### ○矢川靖章生涯学習課長

全国的に少子化が進行し、本町の児童・生徒も著しく減少傾向にある中、子どもたちのスポーツ志向にも多様化が見られます。スポーツの勝ち負けにこだわり、勝つために日々練習し、技術を磨く競技志向、反対に仲間と爽やかな汗を流し、スポーツを楽しむレクリエーション志向、エンジョイ志向や、健康のため、仲間づくりのためなど、様々です。町内の子どもたちは、陸上競技、野球、バレー、剣道はもちろんですが、ラグビー、ハンドボール、ダンスなど、いろいろな競技に取り組み、活躍しています。多様化しているスポーツ志向の中でも、競技志向で努力の上に試合に勝利し、勝ち上がっていくことは、多くの人に勇気や感動を与えてくれます。また、エンジョイ志向の中にも、勝ちたいという競技志向も存在するため、競技の技術力向上も必要ですし、重要だと捉えております。

多様化するスポーツ志向という言葉は何度も申し上げておりますが、多様化する中、指導の方法も変化せざるを得ない状況にあります。それぞれに合った指導方法が求められており、よい指導者の存在が重要になると考えております。今後も、指導者として活動していただける地域人材の発掘や育成に力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

### ○西山清則議員

今言われたように、多様化する中、指導の方法も変化されていると言われております。やはり、よい指導者の存在が重要になってくると思いますので、今後も地域人材の発掘に全力を注いでいただきたいと思いますと思っております。

それでは、次の3項目め、本町の各小学校で様々な社会スポーツ競技に携わった児童を本町の中学校で、そしてそのスポーツ競技を継続させ、できれば地元の高校へ導いてほしいものですが、本町には小学、中学、高校と進める学校がありますから、そしてその競技を通して地元の高校で全国大会に出場できる種目をつくり上げてほしいものであります。そのためには、情熱を持った指導者が必要であります。少子化の中で全種目は厳しいと思っておりますので、幾つかの種目に絞りながら、その種目に優れた指導者を連れてきてほしいものですが、いかがでしょうか。

### ○出雲 誠学校教育課長

本町では、中学校の再編と併せて、部活動の地域移行を推進しています。部活動の地域移行は、学校、行政、地域が一体となって、将来にわたり中学生が町内でも持続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむことができる機会と場所を確保するために、重要な施策と考えております。新中学校では、学校部活動や地域クラブ活動、それから佐賀農業高校と連携し、ハンドボール部の開設をいたします。新中学校の生徒は、20種目、分野を超える選択肢を提供いたします。この20種目の中には、性別や年齢、体力や経験などに関係なく、誰でも参加して楽しめるように、ルールや用具、場所を工夫したボッチャ、モルックなどを行うアダプテッドスポーツ部を開設いたします。

中学生を取り巻くスポーツ環境や価値観も多様化、多種目、多志向の傾向が見られることに着目する必要があります。その中であって、陸上競技の白石アスリートクラブが、令和6年度から平日、休日ともに地域指導者が中心となって活動できる地域移行を行います。白石アスリートクラブは、小学生から高校生までが一緒に活動する機会があります。部活動の地域移行が進めば、地域の指導者を中心とした指導体制を構築することができ、一貫性のある指導が可能になったり、競技レベルに合った指導ができるのではないかと考えているところです。

今後、地域指導者の発掘、育成が課題であります。現在アスリートクラブ、バレーボール、バスケットボール、サッカーなど、多くの種目に十数名の方が地域指導者として御協力いただく見通しです。地域移行が進めば、一貫した指導ができることに魅力を感じ、情熱を持った指導者も現れるのではないかと考えているところです。

## ○西山清則議員

以前は、佐農のハンドボール部とか、白石高校のバスケット、バレー、それと剣道も県大会のトップのほうに位置づけされるときがありました。また、白石高校の全国高校駅伝大会の出場もありました。だから、白石町の名を全国に広めてほしいものだと思っております。町立学校と県立学校は異なりはしますけれども、人を育て、強いチームをつくるには、嫌われることを覚悟でそれまでの知識を覆すことが必要であります。何よりも大事なものは、こちらが本気であること。そして、子どもたちと一たび縁ができれば、全力でその子どもたちを育てる。根気強く指導を続ければ、結果が出てきます。人を育てるには、根気が必要であります。人を育てるために、これだけやったけれども、育たないと思ってはいけません。人間は、一人ひとり個性が違います。だから、指導者は必ず成功するんだと信念を持って向き合えば、必ず成長すると思います。嫌われることを覚悟で死ぬ気でやれば、世界が変わります。それは、勉学も一緒だと思います。スポーツをするには、意思と目的が必要です。やる気を持って行動していただきたいと思っておりますけれども、教育長の考えはいかがでしょうか。

## ○北村喜久次教育長

現在でも、町内の子どもたちは一所懸命頑張っておりまして、例えばジュニアのバレーボールは男女共全国大会に出るとか、あるいは陸上で全国大会に出るとかということで頑張ってくれています。こういう子どもたちが小・中、高と活動の場を途切らせないで頑張ってくれるように、そういう受皿、あるいは指導者の確保については、教育委員会としても努力をしていく必要があると思っております。

あわせて、現在部活動改革が進んでおります。いろいろ議員説明会でもこのことを取り扱っておりまして、2つあると思うんですが、1つは活動の枠組みのことですね。学校だけでは難しいので、地域全体で持続可能な体制づくりをとというようなことが1つあります。この詳細は割愛いたします。

2つ目が、これを契機に指導者並びに競技者の意識改革というのが1つ大きくあると思うんですね。特に指導者については、指導者主体から競技者主体へという考え方の変更ですね。特に、活動は指導者の視点だけじゃなくて、競技者の目線で考えていく必要があるというようなことですね。そして、競技の目標、あるいは活動計画についても、競技者、中学校の部活で言えば生徒になりますけれども、こういう方たちの参画も必要というようなことになるかと思っております。これまで、スポーツイコール勝利、我慢、根性といった考えもありましたけれども、それは1つ置いて、競技者、生徒に考えさせる場面と指導する場面のバランスというものもしっかりと必要じゃないかと思っております。

そういう意味で、今指導者については、町内の活動には大きな関心を寄せていただいていると思っておりますし、私によければ応援しますという方がたくさんいらっしゃって、教育長としてはうれしい限りです。他市町に先んじて、県のスペシャルアスリート事業等を率先して行いまして、オリンピックの桐生選手とか、バスケットの全日本クラスの選手とかを呼んだ事業を展開しまして、その中に指導者も多く参加していただきました。そういったことで、今後ともアンテナを高く張って、優れた指導者の確保、

養成等に努めてまいりたいと思っているところです。

以上です。

### ○西山清則議員

先ほども言いましたように、小学校、中学校、高校ですね。町内にはあります。真っすぐ小学校から中学校、来年度から統合して1つになりますけれども、それと高校も2つあります。その中学、高校に進める方法でお願いしたいわけですが、今は中学校でも、よその中学校へ行く子どもたちがいます。また、高校はもちろん、町内の中学生で町内の高校に行く子どもたちは半分もいません。だから、勉学にしろスポーツにしろ、もっとよくなれば人は寄ってくると思うんですけれども、それをそういった勉学でもスポーツでも指導的立場になる人を、いい人を連れてくれば、もっと子どもたちも増えてくると思いますけれども、その辺の考えを教育長にお願いしたいんですけれども、教育長の考えをもう一度お願いします。

### ○北村喜久次教育長

子どもたちが伸びようとするのをさらに伸ばしてあげるということは、これは当然必要なことです。ただ、これまでの反省で、子どもが自立した活動になっていたか。させられておったのではないかというような反省も多々あります。そういったことも含めて、子どもたちが本当に望むこと、それでスポーツをすることが、語源が「デポルターレ」というラテン語の楽しみということにもありますように、苦行ではないんですね。人生を豊かにする一つの手段なのだという原点に戻って、頑張ってくれることを願っています。そういう活動がきちっとスタートをすれば、おのずと町内に残って、友達と一緒に汗を流すという子どもが増えてくれるんじゃないかなと思っているところです。

### ○西山清則議員

勉学でもスポーツでも、努力したことは、それは全て自分の財産になるわけですね。だから、よい指導者が来て部活が強くなれば、人は寄ってきます。プロ野球のヤクルト、西武を日本一にした広岡達朗さんが、指導者の本気が人を育てると言っております。教育長のやる気に期待して、次に移ります。

企業版ふるさと納税事業でもっとPRし、一般のふるさと納税も含め、球場建設をうたってはどうか。他の市町でも、ふるさと納税を利用してスポーツ施設を建設されているところが増えていきます。人が集まる施設を建設し、ネーミングを募集し、「しろいしみのりちゃん球場」を造りましょう。スポーツは、町を活性化させるのには欠かせません。町の考えを聞かせていただきたいと思います。

### ○山口裕一総合戦略課長

議員御質問の企業版ふるさと納税につきましては、自治体の地域再生計画に対し、企業が共感され、寄附を行い、地域課題を解決するという制度的な立てつけとなっております。また、一般のふるさと納税と違いまして、返礼品等の金銭的価値がある見

返り、これが禁止されておりました、それゆえに漠然とした目標や計画には寄附が集まりにくいという性質も持ち合わせております。現在、支援事業者のほうと契約を行いまして、役場各課と連携をいたしまして、企業側に遡及できる具体的で魅力的なメニュー、いわゆる事業計画を検討しております。

他市町の事例を見ますと、西山議員がおっしゃいますように、スポーツ関連の事業計画というのは寄附が集まりやすい傾向が見てとれます。しかしながら、施設建設費用を含むスポーツ関連事業となると、多額の費用が必要となりますので、若干ハードルが上がってくるものと考えております。

### ○矢川靖章生涯学習課長

スポーツ施設の建設や充実について、具体的には球場建設についてですが、スポーツ施設の建設や充実した設備を整備することによって、大規模な大会を誘致し、開催していくことによる交流人口の増加やにぎわいの醸成、町の活性化につながっていくという点では、その必要性について十分認識をいたしているところでございます。しかしながら、現在本町が抱えている喫緊の課題であります学校再編や流域治水対策、そして一斉に迎えつつある老朽化施設等の大規模な改修など、今後の支出増は避けられない状況にあります。緊急性、優先性という点で考えますと、町が所有する体育施設をしっかりと維持管理しながら、有効に活用し、もっと幅広く積極的に各種スポーツ大会を誘致、開催していくことや、アダプテッドスポーツの普及推進などにより、スポーツ・健康増進のまちづくりを推進していきたいというふうに考えております。以上です。

### ○西山清則議員

今現在、稲佐山グラウンドとかふれあい運動公園とマイランドとかがありますけれども、野球をすところはありますけれども、稲佐山グラウンドは、もう少し広くすれば立派な球場になるかも分かりませんが、用地がありませんし、また交通に対して、あそこは稲佐神社がありまして、なかなか交通の便には厳しいかなと思っております。また、ふれあい運動公園のところも、そんなに広くはあまりできないかなと思っております。できれば、マイランドはもう少し広げる余地もありますし、あそこは駐車場もありますので、あそこを広くできたら、もっと立派な球場になるかなと思っております。芦刈のムツゴロウ公園グラウンド、あそこぐらいにはなるんじゃないかなと思っております。一番は、役場周辺にできたほうがベストですけれども、そこに造るとなればかなりの費用がかかってきます。だから、その辺の3球場を、今ある球場にちょっとした工夫をすればできるのじゃないかなと思ってはいますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

### ○矢川靖章生涯学習課長

おっしゃるとおり、今現在あるグラウンドをもっと充実させていけば、大きな大会の誘致などを行っていただけるかなというふうに思っております。今後、そこは検討課題かなというふうに思っております。

## ○西山清則議員

ですから、マイランドにできれば、県営球場から、また有明海沿岸道路を通過して、一番使いやすいかと思っております。さがみどりの森はいいんですけれども、ブルースタジアムは若干小さくなっておりますので、軟式は大丈夫ですけれども、硬式にしては小さいかなと思っておりますので、マイランド公園をちょっとだけ広くすればできるのではないかなと思っております。

それでは、最後に町長に伺いたいと思っておりますけれども、武雄市は野球場と多目的体育館、小城市はサッカー場、そして鳥栖市や上峰町もネーミングを募集して、いろいろなスポーツ施設を建設されています。先月、市町行政講演会でも、「スポーツで社会をよくする」という演題で講演されました。スポーツが社会にできること、1、教育と成長のためのスポーツ、2、稼ぐためのスポーツ、3、豊かさのためのスポーツと言われ、そしてスポーツで観光に来る人は金を落とすとしていく、スポーツは産業であると言われました。私も、ずっとそう思っております。いつも言っているように、競技をすれば人は集まってくる。そして、何かを買って、金を落とすしてくれます。スポーツはビジネスです。だから、人に来てもらう施設、使ってもらえる施設、施設を使うことにより健康寿命も延び、医療費の抑制にもつながっていくものだと思っておりますけれども、町長の考えを伺います。

## ○田島健一町長

先ほど、西山議員から御質問でございますけれども、私もスポーツというのは重要だというふうに思っております。これは、する人ばかりじゃなくて、見る人もいます。いろいろな人がいらっしゃいます。それで、効果というの、先ほどいろいろな点での効果というのもおっしゃいました。しかしながら、先ほど課長も答弁いたしましたように、現時点においてはなかなか厳しい。現在もグラウンドはたくさん持っておりますので、いろいろな公共施設の再編というやつも内部で検討をさせていただいております。そういった中で、どこかを廃止するというのもなかなか厳しいでしょうし、今3つ施設が、3箇所にありますけれども、どれか1つになってしまうのかとか、いろいろなことも議論をしていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。そういった意味で、財政面もございまして、近々には、早急にどうのこうのというのはできませんけれども、長い目で見て、白石町をどうしていくのかというところにおいては、議論を進めていかなければならないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

## ○西山清則議員

このスポーツというのは、町を活性化するには十分必要だと思っております。それで、だから先ほど言ったように、小学校、中学校、高校、それを同じ町内に進んでいただいて、そして成長していただいて、そしてまた町内に戻ってきていただくように願って、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで西山清則議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

10時20分 休憩

10時40分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。  
前田弘次郎議員から、離席届が提出されています。報告いたしておきます。  
次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。  
ふるさと納税についての質問でございます。

ふるさと納税は、今や本町にとりましても貴重な財源であります。町税令和6年度の予算においても、22億円のところ、寄附収入として10億円計上されております。その多くがふるさと納税であるというようなことでございます。総務省が昨年8月に発表したふるさと納税に関する現況調査結果によりますと、ふるさと納税制度で総務大臣指定を受けた全国の団体は1,785団体、寄附受入れは全国で約5,184万件、寄附総額は9,654億円であります。本町でも、2月の臨時議会では寄附見込みを10億円から15億円と上方修正されました。積立額として、7億5,000万円が計上されたところです。2008年に都市と地方の行政収支バランスを助成するために始まったものの、今やふるさと納税は大きなビジネスチャンスとなっている感があります。それに伴い、産地偽装や官製談合防止違反で、つい最近ある市長が逮捕されるというような事件も起こっております。

本町のふるさと納税に関して、質問を行います。

ふるさと納税の状況はどのようになっていますか。推移とともに寄附件数、寄附金額等を示してください。資料請求をしておりましたので、それによって御説明していただければと思います。

○谷崎孝則商工観光課長

資料を請求いただいておりますので、資料に沿って説明をさせていただきます。

ふるさと納税制度は、平成20年度からスタートをしております。制度開始からしばらくは、ほぼ同じ水準での寄附件数、寄附金額で続いておりますが、平成27年度からは寄附件数、寄附金額が急増いたしております。この理由といたしましては、平成27年度税制改正によりまして、特例控除額上限を個人住民税所得割額の1割から2割への引上げや、確定申告不要で控除を受けられるふるさと納税ワンストップ特例制度の創設がなされたことで、ふるさと納税制度が全国的に拡大し始めるタイミングであり、本町でも本格的な寄附者獲得のための体制づくりに向けまして、早急に着手をしたためでございます。おかげさまで、近年まで寄附件数、寄附金額ともに右肩上がりが続

いている状況でございます。

以上です。

### ○中村秀子議員

税制改正が大きな要因で、平成26年度から27年度には約20倍という寄附件数が上がっております。その後、1.5倍、2倍というふうなことで寄附額が推移しているんですけども、令和2年の6億円というときに、私は非常に覚えているのが、これがテレビの朝の番組に取り上げていただいて、そのときはイチゴだったと思うんですけども、それで寄附を伸ばしたという記憶があります。こういうふうにメディアに出るだとか、全国の皆様に分かりやすいふるさとの、白石町の魅力の発信というようなことが大きなところじゃないかと思うんですけども、本町に関して、そういうふうなことで努力されていることがありますか。

### ○谷崎孝則商工観光課長

このふるさと納税の事業費で、この中だけではございませんで、ほかにも例えば都市圏に対しまして、都市圏での催事の関係ですね。今度も3月13日から1週間、東京都庁でPR事業を行います。そして、4月になりますとたまねぎフェア、そして11月はれんこんフェア、そしてまた1月になりますと、東京日本橋人形町でのやましようさん、もつ鍋のお店ですけれども、そちらの御協力も得ながら、都市圏でのPR事業を行ってきているところです。そして、御存じかと思いますが、フジテレビめざましテレビのめざましじゃんけんのほうを、令和5年度も2回めざましじゃんけんの枠をいただいております、そこでも6日間ですかね、土曜日までのめざましじゃんけんでのプレゼントというようなことで、白石タマネギやレンコン、そして白石町特産物の詰め合わせなどのPRもさせていただいているところで、この辺が道の駅、そして各直売所、そして白石の特産品を扱っていただいている事業者様、そしてもちろんこのふるさと納税のほうの好調ぶりといいますか、にもつながっていているものだと思います。

以上です。

### ○中村秀子議員

この表を見ていると、下がることなく、ずっと右肩上がりにふるさと納税が増えていくということについて、口コミというか、白石の返礼品はいいよというリピーターもあるし、口コミで伝わっているという、そういう強さを感じるんですね。これはひとえに、白石産の質のよさと協力事業者さんの、いいものを、私も何件か伺ったんですけども、タマネギはいろいろあるけれども、よかとかから出しよっですもんねと。いろいろな産物、レンコンでん何でん、くずのごたあとにはふるさと納税には出されんけんが、一番よかとかからふるさと納税には、まずふるさと納税によかとかば出して、ほかのところは階級を下げてやっているというようなお話を伺って、そういう努力の下にこの成果がきちんと実になって表れているということは、白石町の町民の皆さん、ひとえに協力事業者の皆さんの努力のたまもの、誠意のたまものである、また白石産

の農産物、あるいはいろいろなものに対する愛情の表れなんじゃないかなと思って、感心していたところでございます。

ふるさと納税サイトを見ると、協力事業者は写真入りで氏名を明かされて、ずっとずっとコメント欄にもたくさんレビューがついておりました。ほとんどがすばらしかった、よかった、また次を購入したいというようなものもありましたけれども、中には辛辣なコメントも掲載されておりました。こういうのを見ると、中には心が折れる事業者もいらっしゃるのではないかなというふうに思うところですが、それにもめげずに、こういうふうにごふるさと納税に対応していただくということに、この事業者は、品物の対価をもらうにしろ、白石町としては7億円とか5億円とかという税収をいただくわけですから、ありがたいものだなというふうに思っておるところですけれども、現在の返礼品の種類及び取扱業者についてどのようになっているか、お答えください。

### ○谷崎孝則商工観光課長

現在の返礼品の種類、及び取扱事業者の数についての御質問でございます。

資料を請求いただいておりますので、資料の説明と併せてお答えをさせていただきます。

まず、資料について御説明いたします。

資料は、令和4年度ふるさと納税で取り扱った返礼品の種類を、寄附金額で上位から順に並べたものでございます。また、その返礼品を取り扱っている事業者の数についても併記をしております。

本町の返礼品では、全国的にも共通して上位の返礼品となる肉が1位となっております。その後、農産物であるイチゴ、レンコンと続いておまして、そしてノリ、タマネギ、加工品、米、組合せ定期便、そしてスイートコーン、酒、そして花、野菜、菓子類などのその他という分類をさせていただいておりますが、そういう順で続いております。

続きまして、現在の返礼品の種類及び取扱事業者の数についてでございますが、令和6年2月時点で、返礼品の種類は11種類、品数が882品目です。そして、取扱事業者の数が80事業者となっております。

以上です。

### ○中村秀子議員

今資料をいただいているのは90事業者ですけれども、これが減っているということですね、令和6年度の新しいやつでは。80とおっしゃったですね。

それともう一つ、順位は分かりましたけれども、件数と金額が分かたらお願いします。

### ○谷崎孝則商工観光課長

先ほどの事業者数が若干違います部分につきましては、すみません、補足しておりませんでした。取扱事業者、例えば重複している事業者もあるというようなことで、

縦の数が若干合計は違ってくるということでございます。

金額につきましては、1位の肉につきましては、4年度実績でございますが、7億6,907万2,000円となっております。それで、肉が1位でございます。2位のイチゴでございますが、3億5,167万6,000円でございます。3位がレンコンとなっております。4,992万9,000円でございます。

以上です。（「タマネギはちなみに幾ら」と呼ぶ者あり）タマネギは5位でございます。1,627万9,000円となっております。（「米は」と呼ぶ者あり）米が7位でございます。971万5,000円でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）以上です。

### ○中村秀子議員

肉とイチゴで10億円という、非常に大きな金額を寄附いただいていますね。ありがたいことだと思います。私も近くの人がタマネギをされているので、よくお会いしてお話をするんですけども、7名のタマネギ業者がおりますけれども、この事業者と町の職員の皆さんはどのようなふうな接点がございますでしょうか。担当者と事業者の接点というのはどのようなふうなところであるのか、お聞かせください。

### ○谷崎孝則商工観光課長

返礼品取扱事業者の皆様、そして町の職員、我々担当、商工観光課の職員との関係性といいますか、どういう接点があるかという御質問でございます。

返礼品の取扱いをされる事業者の方、まずは御相談とか、役場のほうに、ふるさと納税に出したかばってんとかという御相談が、もちろん役場のほうにまずございます。そういうところで御相談を受けながら、内容を説明させていただいて、そういう接点がまずございます。そして、本町の場合が、令和3年度からは業者のほうにこのふるさと納税業務のほうを委託しているところがございますので、基本的な業務、いろいろございますけれども、例えば返礼品の登録でありますとか、寄附の御案内……。この辺は、申し訳ございません、私が間違っております。すみません。例えば、まずは先ほど言いましたような、返礼品の取扱いをしたいけどというところからまず対応させていただきまして、登録していただいた後は、我々も、商工観光課も9名という職員、スタッフでやっております。なかなか正直手が回っていない部分も多々あると思います。もちろん、業務委託しております業者と常に連携を取りながら、情報共有をしながら各取扱事業者の皆様とのコミュニケーションといいますか、そういう御要望であったり、そして品物の、時期によってはあまり品物がない時期もございますので、そういう調整でありますとか、そういうところも基本的には事業者を通じて農家の皆様といいますか、ふるさと納税を取り扱っていただいている事業者の皆様方とのコミュニケーションというのは、令和3年度以降は基本的にはうちの業務委託をしている事業者のほうにコミュニケーションは多いという状況ではございます。しかしながら、もちろん我々が町職員の白石町で行っている事業でございますので、我々が最終的な責任といいますか、我々が動いて直接事業者の皆様といろいろなお話をさせてもらったり、御意見を聞いたり、そういうところは常に我々も心がけてやっていくと

ということでありますが、なかなか手が回っていない部分もあるとは思っております。今後、皆様の御意見を聞きながら、寄り添った形で頑張っていきたいと思っております。

以上です。

### ○中村秀子議員

商工観光課の職員の、この係をされている方、少数精鋭というか、その中でこれだけの金額を動かし、手当てをしというのは、大変な作業であるという、あっぱれと言いたいぐらいに頑張っているんじゃないかなというふうに思っております。それにしても、やはりもともとは協力事業者の方々が誠意を持って対応してくださっているところを忘れてはいけないんじゃないかなというふうには考えているところです。

ふるさと納税は、本町の大きな財源と、このようになっておりますけれども、先ほど質問したのと重複しているなど思っているんですけれども、本町のやる役割と委託業者の役割、委託業者も広告のほうと手続の委託業者、ここら辺が他市町でもいろいろ利害が絡むところがございますけれども、本町の役割と委託業者の役割をどのようにすみ分けているのか、そこら辺の流れを説明してください。そして、ここに町で携わる、ふるさと納税に携わる職員は何人いらっしゃるのか、お願いいたします。

### ○谷崎孝則商工観光課長

まず、最後に問われました商工観光課内の担当職員といいますのは、専任では、その業務だけをやっているという職員はおりません。商工観光課商工係で担当しておりまして、基本3人の係員で役割分担しながら兼務といいますか、ほかの業務ももちろんございまして、3名を基本に対応をしているというところです。

続きまして、業務内容で委託業者と町の役割分担といいますか、についてでございます。

一応こちらのほうから、分かりにくい部分もございしますので、資料のほうを準備させていただきます。

読み上げながらといいますか、説明させていただきますが、本町が担う役割と委託業者の役割についてでございますが、まず寄附の流れ、業務の流れを左側のほうに示させていただきます。寄附の流れごとに説明させていただきます。

まず、返礼品の登録についてでございますが、ここが業者のほうに委託している分が返礼品の開発や提案でございます。そして、町のほうでやっていますのは、返礼品の新規希望者の仲介、決定、そして国への返礼品の認定手続という部分です。

続きまして、寄附の案内でございますけれども、町が利用するふるさと納税ポータルサイトの更新や修正、こういうところは業者のほうに委託をしております。そして、町で行っていますのは寄附の案内で、ふるさと納税ポータルサイトの全体的な運用については町のほうでやっているということです。

そして、申込み受付、そして寄附金の受入れでございますが、業者をお願いしている分が申込み受付、寄附金受入れなどの寄附者情報の処理の部分でございます。そし

て、町でやっていますのが申込み受付、寄附金受入れなどの寄附者情報の管理、そして寄附金の受入れ事務については町のほうで行っております。

次が、関連書類の発行でございます。

業者のほうにお願いしているのが、証明書発行やワンストップ関連の書類の発行でございます。そして、対象自治体に対するワンストップ特例通知を発送するのは町のほうで行っております。関係対象団体ですよね。そのほうの通知発送は、町が行っていると。

そして、最後になりますけれども、返礼品の発送についてでございますが、返礼品の発注と配送の依頼の関係は業務委託をしているというところです。そして、町のほうは返礼品代及び配送代の支出、支払いですね。ここは町で行っております。

そして、その他の対応といたしましては、ここはお互いにやっている部分ですが、寄附金や返礼品の変更、そしてキャンセル、問合せ、クレーム対応、ここは直接町のほうにかかってくることも多々ございまして、お互いで対応している部分でございます。

以上です。

#### ○中村秀子議員

ありがとうございます。町が行う業務、3人で行うにはすごく多いような感じを受けるんですが、例えば寄附のポータルサイトの更新、修正、ポータルサイトの運営には約1億6,000万円とかを支払っておりますですね。それに任せてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、運用しているというのは、どの程度の作業があるのか。また、その下の申込者の受付、寄附金受入れ、寄附者の情報管理、寄附金の受入れ事務とか、7万8,000件の寄附者がいる中で、これを3名の職員でやるというのは、めちゃくちゃすごいことなんじゃないかなと思うんですけれども、その下のワンストップ特例通知は自治体にあるんだから、そうでもないだろうと。5番目も支払いだからいいかなと思うんですけれども、そこら辺はどうなのでしょうね。せっかく業務委託していても、職員が手伝わなければいけない業務が多いということなのでしょうか。

#### ○谷崎孝則商工観光課長

御心配いただきありがとうございます。しかしながら、業務委託をさせていただいておりますので、議員が御心配されるほどの負担、もちろん担当職員はいろいろ頑張ってくれておりますけれども、いろいろほかの業務もある中で頑張ってくれておりますが、例えば寄附の案内、ポータルサイトの運用という部分とかにつきましては、それだけ広告料ということでお支払いもしておりますので、各ポータルサイトですね。楽天であったりふるなびであったりとかですね、御存じだと思いますけれども。そういうところの白石町のサイトの全体的な管理といいますか、チェックをしたり、そういう部分でございますので、基本的な更新とか修正の手間がかかる部分はもちろん業務委託をさせていただいているわけでございます。

あと、情報管理についても同じようなことで、基本的な処理、情報の処理の部分については業務委託をさせていただいております。具体的な手間のかかる部分と言うと

語弊があるかも分かりませんが、基本的なトータル的な管理の部分を主に町がやらせていただいていると。しかし、今日の冒頭の質問などで議員のほうから御意見、御質問をいただいていますけれども、我々としては、今後も含めてですけれども、これまでもそうなんですけど、取扱事業者の皆様、そういうところのアフターケアといえますか、そういうところを我々役場職員しかできない部分ももちろんございます。直接しっかり意見を交わしながら、御意見をいただきながら、感謝を伝えながら、御協力いただいておりますという、そういう気持ちを伝えながら、そういう部分は役場職員のほうが直接やっていきたいと、できるだけやっていきたいというふうに思っています。ですから、基本的な業務、煩雑な業務処理、その辺については業務委託を基本的にはしております。

以上でございます。

### ○中村秀子議員

町が行う業務、せっかく何億円も出して業務委託をしておりますので、そこら辺はしっかりすみ分けて、適切に運営できるように、任せるところは任せていただく。ただ、先ほど課長がおっしゃったように、町民の皆さんとは顔が見える関係ですので、そこら辺のケアをして、さらに多く気持ちよくふるさと納税に協力していただけるような関係づくりは必要じゃないかなと思っております。

それで、受注が多いのは喜ばしいことですが、農業生産物には限界があります。ほかの市町でも、限界以上に発注を受けたりというようなことで偽装が起こったりしているんですけれども、本町でもそういうこと、一昨年はタマネギが品不足したりというようなこともございますし、天候に左右される品物でございます。受注が多く発生した場合の調整はどのようにしているのでしょうか。町の対応とともに回答をお願いいたします。

### ○谷崎孝則商工観光課長

受注が多く発生した場合の調整についてお答えいたします。

本町では、返礼品取扱事業者と、返礼品別に受付対応可能な数量について事前に協議をいたしまして、在庫数を設定させていただいて、寄附の受付対応を行っているところでございます。基本的には、返礼品の内容、名称、金額の設定などと同じく、返礼品として正式に登録をする前に、運営を委託している事業者と返礼品の取扱事業者の皆様が事前に相談、協議をして、基本的には決定をしているというところでございます。町の対応といたしましては、特に申込みが集中する肉やイチゴなどの場合や、在庫数設定が難しい返礼品などにつきましては、問合せやクレームが増えないように、事前に運営を委託する事業者と協議しながら、その都度在庫数を決定しているというところでございます。

以上です。

### ○中村秀子議員

これに質問を出しておいたというのは、ある方から、タマネギがたくさん受注があ

ったので、人を増やしてしようと思ったら、既にポータルサイトのほうで受注を止めていらっしまったというようなことがありましたので、そこら辺のことについて確認をしたかったんですが、在庫の確認をして、それ以上はいけませんよというのは、最初から決めておられたということの確認でよろしいですね。これまでに、そういうふうなことで苦情とか、さっきクレーム対応もしていると言うんですけれども、クレームとかはありましたでしょうか。

### ○谷崎孝則商工観光課長

そこは、寄附者の方からのクレームでございましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）もちろん、イチゴやレンコン、白石町の特産品は農産物が中心でございまして、例えばイチゴでございまして、クール宅急便などでお送りするわけですが、何と申しますか、冷えるところ、一定じゃないわけですね。トラックの中に積んでいる場所と申しますか、例えばそういうところで冷気が当たりやすい場所にあったイチゴなどは凍ってしまっていて、実際届いたときには、食べていただくときには傷んでいたとか、そういうクレームは多ございまして。あと、レンコンについてもそういう、基本的には傷んでいるとか、そういうクレーム、そして人気がある肉などにつきましては、サイトで見たイメージと脂の量が違うねとか、そういうクレームもございまして。その都度、そういうクレームはどちらかといいますとやはり町のほうに参りますので、そういうところのクレーム対応はもちろん丁寧にやっているつもりではございまして、今後もその辺に努めていきたいと思っております。

以上でございまして。

### ○中村秀子議員

次ですが、返礼品の産地偽装があちこちで摘発されております。近隣の市町でもですね。本町も、ほかのところでもそういうふうなことがあった場合には、うちは大丈夫だろうかというふうに、普通だったらいろいろな場面で、うちは大丈夫だろうかという発想は大事だと思います。本町ではどのように確認していらっしますか。協力事業者の中には、タマネギが品薄だった一昨年は、ハンバーグに使うタマネギを白石産タマネギと明記していたために、町内を探し回ってタマネギを調達したという話も聞いて、そが誠実にしてもらっているんだなということを改めて知った次第ですが、他市町で産地偽装等の問題が発生したときに、本町はどのような対応をしたのか。また、サイトのパンフレットで農産物というのは収穫の期間が決まっています、それ以外の期間を受付期間と書いてあって困ったということもあったようです。農産物の期間を外れた募集期間などについて、どのように対応していらっしますのか。パンフレットについて確認をしていらっしますのか、確認いたします。

### ○谷崎孝則商工観光課長

まず、本町のふるさと納税返礼品につきましては、国の返礼品の基準から、さらに高い基準と申しますか、分かりやすい、不透明な部分はできるだけないように、白石町産と自信を持って言えるような品物を、白石町としては自信を持ってお届けしてい

くというような方針でやらせていただいているところです。信頼できる町内の事業者のみの取扱いとさせていただいております。しかし、昨年他市町でふるさと納税の返礼品の産地偽装について、各新聞社の記事へ掲載がございました。この問題が大きく全国的なものとして取り上げられたこともございまして、早急に同じ種類の返礼品や関連する返礼品を取り扱っている全ての事業者に対しまして、問題となっている仲卸業者と取引がないかとか、受注が多くなった場合などにつきましても、地場産品基準のルールを守った返礼品の準備が確実にできているでしょうかと、そういう体制を取っていただいていますかなど、改めて聞き取り調査などをさせていただきまして、問題がないということの本町としては確認をさせていただいているところです。

次に、ポータルサイトやパンフレットへの掲載内容についての確認でございますが、事前に運営を委託する事業者が返礼品取扱事業者に対してヒアリングした内容を基に、掲載、発行前に再度確認をしていただいております。最終的には町が確認し、掲載、発行をさせていただいております。また、文言や画像はもちろんでございますが、返礼品の名称や寄附金額などと併せまして、限定した期間でしか取扱いができない農産物の時期などにつきましても、事前にヒアリングした内容を基に掲載、発行前に再度確認を行っているところでございます。

以上でございます。

#### ○中村秀子議員

事業者と連絡を取りながら、そこら辺の遺漏がないようにしていただければと思います。

それで、寄附者の応援メニューについてですが、これだけ1番からほとんどずっと農産物、農産加工物が返礼品となっているわけですけれども、これだけ農業生産者が頑張っているのを考慮すると、農業の振興に特化した寄附メニューもあっていいのではないかと思います。そのような点をどのようにお考えでしょうか。

#### ○坂本博樹企画財政課長

応援メニューにつきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

議員が申されるように、本町の返礼品につきましては農産物が主になっておりまして、この農産物の返礼品に対して、農業振興にというようなお話でございますけれども、ふるさと寄附金につきましては、それぞれの自治体のまち全体を応援していただくという趣旨だと思っております。そういうことで、農業生産者に対する部分で本町の応援メニューとしましては、活気と魅力ある豊かなまちづくりというメニューの中で、農水産業や観光振興、移住者支援、こういったところに活用をさせていただきますということでメニューを設けておりますので、そちらのメニューでの活用をさせていただきたいと考えております。

以上です。

#### ○中村秀子議員

それでは、今までのそういうメニューに基づいて、予算書を見てみても、多くのところでふるさと寄附金が活用されて、これも、これも、これもというぐらいに予算書の中ではふるさと寄附金の中からの財源ということがありますけれども、今までの寄附金の活用状況についてお願いいたします。

#### ○坂本博樹企画財政課長

議員のほうからは資料請求がっておりますので、ふるさと寄附金の活用状況ということで、令和3年度から、令和5年度につきましては予定額ということで、お示しをいたしております。

ふるさと寄附金につきましては、毎年寄附をいただいたその半分以上をふるさと基金のほうに積立てをして、次年度に活用をさせていただくこととしております。御覧いただきますと、令和3年度で33の事業で5億8,000万円、令和4年度につきましては38の事業で6億3,100万円、5年度につきましては43の事業で6億6,600万円ということで、本町の5つから4つのメニューにつきまして活用をさせていただいているところでございます。

ちなみにですけれども、令和6年度の当初予算につきましても、寄附者の意向に沿った形で4つのメニューで、全部で43の事業でふるさと基金の7億1,190万円ということで、財源として活用をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

#### ○中村秀子議員

資料をいただきまして、1番の活気と魅力ある豊かなまちづくりに8,120万円、子どもたちが健やかに育つまちづくりに3億2,500万円、高齢者や障がい者（児）に優しいまちづくりが1億6,800万円、おまかせコースが7,680万円というようなことになろうかと思いますが、これは希望者がそのまま反映されているんですかね。希望額と振り分けはマッチしているんですか。

#### ○坂本博樹企画財政課長

この寄附金の充当につきましては、前年の1月から12月までの寄附金相当額を、当初予算のほうに充当額として計上させていただいております。それぞれの寄附者の応援のメニューも、当然応援のメニューということで寄附をいただいておりますので、完全には一致をしておりますけれども、おおむねそういった寄附者の意向に基づいた形での財源というふうに考えているところでございます。

以上です。

#### ○中村秀子議員

じゃあ、次に行きますが、先ほど西山議員の質問でもありましたけれども、企業版ふるさと納税を始めるといことですのでけれども、先ほど少し説明をしていただきましたが、重複するかと思いますが、簡潔に企業版ふるさと納税をどう活用したいのか、どのように集めるのか、答弁をお願いします。

## ○山口裕一総合戦略課長

企業版ふるさと納税でございますけれども、これは自治体の地域再生計画に対しまして企業が協賛され、寄附を行い、地域課題を解決するという制度的な立てつけとなっております。また、これは一般のふるさと納税と違いまして、返礼品等の金銭的価値がある見返り、これが禁止されておまして、それゆえに漠然とした目標ですとか計画には寄附が集まりにくいという性質を持ち合わせております。

寄附を行う企業側のメリットといたしましては、法人関係諸税から寄附額の最大9割が控除されることということですが、先ほど申し上げましたとおり、返礼品はございません。そのため、寄附受納自治体からはベネフィットと呼ばれる物品以外のリターンを提供することが多く、その内容は事業対象施設へのネームプレートの掲示ですとか、広報紙やホームページへの記載など、企業側の社会貢献PR、イメージアップ戦略となるものが多いようでございます。

現在、支援業者のほうと契約を行いまして、役場各課と連携いたしまして、企業側に遡及できるような具体的で魅力的なメニュー、事業計画を作成しております。年間の寄附見込額などは明言できませんけれども、少しでも地域課題解決の一助となれるように、本事業を推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

## ○中村秀子議員

企業版ふるさと納税も野球場はちょっと難しきなところではございますけれども、何か形となって表れたらいいなというふうに思っております。また、寄附金が多くなっている反面、白石町のほうから他市町への寄附もあろうかと思うんですが、町税の町外流出については現在どのような状況でしょうか。

## ○大串恭隆税務課長

ふるさと納税の寄附金には、所得により限度がございます。その限度額以内の寄附金につきましては、2,000円を除いた全額が復興特別所得税を含む所得税及び住民税から控除されるようになっております。一般的に確定申告をされる方につきましては、所得税の控除はふるさと納税を行った年の所得税からの控除になります。一方、住民税からの控除は翌年度の住民税からの控除になります。白石町に住所のある方で、白石町以外に寄附をされ、ふるさと納税による寄附金控除を受ける対象者と、寄附によって控除される県民税及び町民税を合わせた住民税について、3年分を申し上げます。

令和3年度334人、1,517万3,958円、令和4年度482人、2,322万5,161円、令和5年度637人、2,967万762円になっています。人数も寄附金控除も、年々増加しております。先ほど申し上げました額が、白石町が減収になった額になります。

なお、確定申告をしない方は、ワンストップという制度がございまして、ワンストップを利用された方は寄附した年の翌年度に住民税と一緒に所得税が控除になります。先ほど申し上げました額は、その所得税の減税分を含んだ額になります。

以上です。

### ○中村秀子議員

だんだん町民の方も他市町へ寄附されているようですが、75%の交付税還付があるというようなことですが、そこについてはどうでしょうか。

### ○坂本博樹企画財政課長

交付税のお話でございますけれども、普通交付税につきましては、算定上基準財政需要額と基準財政収入額との差額が交付税ということで、交付をされます。その中で、標準的な地方税収入額の、先ほど言われました75%が基準財政収入額のほうに算入されることとなります。したがって、寄附をされたことによって住民税が減少する分のうちの75%は、基準財政収入額が減少することとなりますので、その分は交付税が増加するというふうなことになると思いますので、基本的に交付税で補われるというふうを考えております。

以上です。

### ○中村秀子議員

少し安心したところでございます。

次ですが、昨年10月から施行されておりますふるさと納税に関する変更点について、概略を御説明してください。また、それに対してどのように対応しているのか、お願いいたします。

### ○谷崎孝則商工観光課長

昨年10月からのふるさと納税制度の変更点について答弁させていただきます。

主な内容といたしましては、まず募集に要する費用の関係でございます。

これまでは、募集費用総額の5割以下という、いわゆる5割ルールの中で、ワンストップ特例に係る申請受付事務費、そして寄附金に係る受領証発行の事務費、そしてまたはふるさと納税業務を兼任で従事している職員の人件費などにつきましては、今申し上げました事業の関係につきましては、事業費については対象外経費とこれまでになっておりました。変更後は、対象経費としてこれを5割以内に含めることになっております。

次に、熟成肉や精米の関係でございます。

これまでは、区域内において製造加工の主要な部分を行い、付加価値をつけることで返礼品の対象となっておりましたけれども、変更後につきましては、食肉の熟成や玄米の精米に限っては、その原材料においても区域内で生産されたものに限ることに変更されております。

そして、地場産品以外のものとの組合せの関係でございます。

これまでは、地場産品として該当する核となる、メインとなる返礼品に関連性があるものをセットとして提供できるということになっておりましたけれども、変更後につきましては、より表現の強い、附帯するものでなければならなくなり、かつメインとなる返礼品の価値が全体の7割以上であることに変更をされております。

以上が主な変更内容となっております。

続きまして、それに対しまして、どのように町として対応しているのかという御質問でございますが、まず総務省通知があつてからすぐに、各方面からの情報収集に努めました。この改正の中で対応が必要だったのは、募集に要する費用関係でございますので、早急に経費削減と寄附単価を上げることについてまず検討を行いまして、取り組んできたところでございます。

まず、経費削減につきましては、各関連事業者と協議や価格交渉を何度も重ね、例えば郵送料とか配送代、その辺についてももちろん価格交渉などを早急に行いました。それで、何度も重ねながら、少しでも経費節減につながるよう努めてまいりました。また、寄附単価を上げることにつきましては、近年の物価高騰なども考慮いたしますと、本町のふるさと納税制度による取り組みが、できる限り町内の返礼品取扱事業者の皆様への負担にならないようにと考えまして、返礼品の規格や金額を変更するのではなく、返礼品はそのまま寄附金額を増やさせていただくと、そういうことで対応をさせていただいたところでございます。

今後も、制度の内容がまだ不透明な部分もございます。しかしながら、今後も情報収集にできるだけ努めながら、周囲自治体だけではなく、国内全体の動きもしっかりと見据えながら、臨機応変にルールの中でしっかり対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

### ○中村秀子議員

本町にとっても、厳しい法令の変更だつたと思っております。2月の臨時議会の中で提案されたふるさと納税に関する補正案の中で試算、私が計算してみると、ふるさと納税についての経費が59%を占めております。その点について、もしこれはふるさと納税の指定に外れると大変なことに、7億円が駄目になりますから、町としても大変な痛手になると思うんですけれども、その点の危惧についてはどのようにお考えでしょうか。

### ○谷崎孝則商工観光課長

議員の御質問につきましては、本町の1月5日で専決処分をさせていただきました補正予算の内容についてのお尋ねでございます。

この補正予算の時点での経費配分につきましては、あくまでも補正予算、予算ベースでの数字でございまして、年度途中で返礼品代と送料などの不足が生じないように、余裕を持たせていただいたの予算計上とさせていただきました。そういうことで、現時点での令和5年度の決算見込みで申し上げますと、寄附金額が1月時点では15億円を想定させていただきましたけれども、現時点での見込額といたしましては14億2,000万円を見込んでおります。若干修正をさせていただきました。そして、募集に係る経費の合計金額の見込額でございますが、約7億円程度ですので、49.8%程度を現在のところ見込んでおります。もちろん、5割ルールという基準を守つての運用をしっかり心がけてまいります。

以上でございます。

### ○中村秀子議員

ぜひ、これは大丈夫だろうかと私はとても心配になって、ふるさと納税の指定から外れると大変なことになるなどと思ってこの質問をして、課長以下、係の職員さん等の説明を聞いたわけですが、予算上の処置で、注文があったときに返礼品を返すだけの金額は確保しておくというような金額、そのほかいろいろなところの予算ですので、きちきちでは厳しいだろうということでしたということですね。49%ということで安心いたしましたので、さらに頑張っていたいただければと思います。

最後に、来年度予算を見ると、10億円を想定されております、ふるさと納税の寄附額ですね。何と情けないと、今10億円から15億円に今年なろうとしていたのに、下方修正をして、そんなやる気あるとと言いたいような感じがいたしますけれども、お金があればいろいろなことに、子どもたちのこと、先ほど寄附メニューもありましたけれども、いろいろなことに使えるし、豊かな農業生産だとか子どもたち、高齢者だとか、いろいろな町が豊かになる財源にこんな使えるのに、たった10億円、今までを見ても、下がっている年は1年だけですね、令和2年度、1回だけなんですね。あとはずっと、白石町のよさが見直されて、製品のよさを口コミで聞いていただいて、それを頼みたいと、したいと、それとほかにふるさと愛もあるかもしれませんけれども、そういうふうにつけて育ててきたものですから、ぜひこれはもっと上方、上のほうを目指していかなければいけないんじゃないかなと思います。

また、今や物価が高騰して、人手不足など、厳しい状況にあります。今後のふるさと納税制度に対して、目標をどのように定め、この制度をどのように活用し、町を盛り上げていこうとされるのか、その意気込みですね。22億円のプラス7億円ですよ。そこら辺のふるさと納税をもうちょっと盛り上げようという気持ちはないのかなというふうに、非常に残念に思ったところなんですけれども、町長は喉が荒れたというので、副町長さんのほうがよかですかね。お答えください。

### ○百武和義副町長

先ほど、中村議員のほうから、6年度の当初予算は少な過ぎるのではという御指摘でございました。

これについては、当初予算編成段階で随分議論をいたしました。当初予算段階では、手堅いところで10億円を計上させていただいて、今後補正予算で対応していくという方針で今日は臨んでいるところでございます。いずれにいたしましても、今後につきましては、本町の産業振興を図って、近年の激化する産地間競争に打ち勝ち、販路拡大を推進するために、強力に特産品のPR活動を行い、白石ブランドの名と産物のよさを広めていくことを目標としていきたいというふうに思います。そして、先ほども言われたように、今年14億2,000万円の見込みということで申し上げましたけれども、これをどんどん増やしていくように、今後も返礼品の魅力をはじめ、本町の特産品のPRをどんどんして行って、ふるさと納税のほうを増やしていきたいということで頑張っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

### ○中村秀子議員

分かりました。ふるさと納税を増やしていきたいという方向性は確認できてよかったなと思います。白石町のよさ、こういうふうに手堅く地道にコツコツといいものを広めていこうというような姿勢というのは、評価できるんじゃないかなというふうに思っております。これも、ひとえに取扱業者の協力あってのことですので、くれぐれも取扱事業者の方々への謝意と、7億円も生んでくださるものですから、そこら辺の対応についてはもっともっと丁寧にしていただければということをお願いいたしまして、一般質問を終了いたします。

### ○片渕栄二郎議長

これで中村秀子議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

11時40分 休憩

13時15分 再開

### ○片渕栄二郎議長

会議を再開します。  
次の通告者の発言を許します。友田香将雄議員。

### ○友田香将雄議員

議員番号3番、友田香将雄でございます。  
通告に従い、質問をいたします。

まず、最初の質問に入りたいと思いますが、その前に改めて確認をさせてください。

本町が今取り組んでおります小・中学校の統合再編につきましては、厳しい財源の状況も一因としてあるというふうに思っておりますが、それ以上に限られた財源の中で、教育予算を集中、また効果的に投入することで、よりよい児童・生徒の教育環境の整備充実を目指す、この考えで進めていかれるというふうに私としては思っておりますが、この認識でよろしいでしょうか。

### ○永石 敏新しい学校づくり専門監

先ほど友田議員が言われましたように、厳しい予算の中ではございますけれども、新設をいたします小学校、また改修をする小学校につきましても、子どもたちによりよい環境が与えられるような施設に整備していきたいということで進めていきたいと思っております。

以上です。

### ○友田香将雄議員

確認させていただき、ありがとうございます。  
それで、早速質問に行かせていただきます。

令和12年に予定されております白石地域新設小学校の候補地について質問をいたし

ます。

白石地域新設小学校の候補地につきましては、現白石中学校北側ということが先月決定され、現在パブリックコメントが行われているという状況であります。

そこで、まず候補地となった中学校北側については、浸水常襲地帯としてなっております。令和元年、令和3年豪雨災害時には、候補地周辺は広範囲にわたって浸水、冠水被害が出ておりました。その点を踏まえて、災害リスクにどのように対処する予定なのかの答弁をお願いします。

#### ○永石 敏新しい学校づくり専門監

災害リスクの対応につきましては、まず学校の施設については、令和元年及び3年の豪雨災害時の浸水深さを基に敷地の高さの決定を行い、主要な施設の浸水対策を行うことといたしております。また、今回は広大な面積の開発行為を行うこととなりますので、雨水の流出量を調整することにより、洪水被害の発生を防止する調整池を設けることとなります。今回候補地としている中学校北は、おおよそ5ヘクタールございます。調整池で約5,000立方メートルの貯水機能を設けることとなります。このことで、造成による浸水リスクを軽減いたします。また、本町では流域治水対策として、国、県、併せて排水対策の協議を行っているところであります。建設候補地も含め、短期で対応できるもの、水路の整備や浚渫など、中期で対応できるものなど、排水施設の整備で浸水リスクの軽減を図っていく予定でございます。

以上です。

#### ○友田香将雄議員

先ほどの答弁で確認なんですけれども、先ほど答弁の中に、調整池の確保という文言がありました。令和元年及び令和3年度のような冠水、浸水被害が軽減されるという認識でよろしいのでしょうか。

#### ○永石 敏新しい学校づくり専門監

先ほど申しましたように、調整池につきましては、開発に伴って失われた保水機能を補うために雨水を一時的にためて、河川、もしくは水路への雨水の流出量を調節することにより、洪水被害の発生を防止する施設でございます。今後、詳細な設計を委託していくこととなりますので、その業務の中で、周辺地域の浸水の軽減に幾らかでもなるような整備ができるか、検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○友田香将雄議員

今現在の計画としては、プラス・マイナス・ゼロの状態に持っていくということが前提というお話だったので、先ほどの答弁の後半にもありましたように、基本的にあの地帯というのが車が通れない形になっておりますので、小学校または中学校のほうに今後避難所としての機能も恐らく出てくるかというふうに思われますので、そのあたりのときにしっかり使える形になるためにも、このあたりの浸水、冠水軽減策に並

行して取り組んでいただくよう、お願い申し上げます。

そして、次の質問に移らせていただきます。

例えば、先ほど申しあげましたパブリックコメントの資料にもあります。候補地がAからEまで5箇所ありました。候補地Aにつきまして例に取りますと、町有地面積を活用した場合、買収地域がおよそ半分で済む計算であります。その分、投資が少ないという形の、ぱっと見た目の理解ができるわけであります。ただ、その上で候補地Bに決定した経緯というところに関しては、総合的に検討した結果だというふうに思われますが、特にどのような点を重視したのか、そのあたりについての答弁をお願いします。

### ○永石 敏新しい学校づくり専門監

建設地選定におきましては、重視した点につきましては、まちづくりの観点だけではなく、立地条件、敷地状況、防災を含めた大きく4つの視点を持って総合的な評価で選定をいたしております。既存の町有地を生かした場合、新たに取得する用地の面積は抑えることができますが、想定面積を確保するためには、既存の町道の付け替えや家屋等の移転、並びに農業用水施設のパイプラインなどの布設替えなども必要となってまいります。また、建設予定地につきましては、徒歩で通学できる児童が多く、スクールバスの運行数も比較的抑えられることや、社会体育館や給食センターなどが近隣にあり、各施設との連携や運用上の効率化を図ることができるようになるなど、評価の項目としていただいております。

### ○友田香将雄議員

そしたら、先ほどの候補地についてのもう少し別の観点での質問です。

候補を選定するに当たってのいろいろな項目の中に、敷地状況という項目がありました。その敷地状況には、用地確保の要件として、費用に関する記載があります。各候補地ごとに用地買収を行った場合の予算規模など、シミュレーションは行われているのでしょうか。また、その資料は候補地を検討する際の資料として保管されているのか、そのあたりについての答弁をお願いします。

### ○永石 敏新しい学校づくり専門監

用地の取得を行った場合の予算規模などのシミュレーションにつきましては、個々の詳細なところまでの試算はしておりませんが、概算での把握は行っているところです。概算額を把握するための資料につきましても、収集をいたしているところがございます。

用地確保の要件としましては、用地の取得に係る費用もですが、小学校建設予定地とした場合、そこで発生します既存の道路等の施設の付け替えなどに要する費用や、家屋等に要する補償費、また移転を伴う場合はその移転にかかる時間など、周辺を含む敷地の状況も踏まえ、事業全体を客観的な観点をもって評価しているところがございます。

以上です。

### ○友田香将雄議員

先ほどの答弁の中に、概算額を把握するための資料は収集しているという内容がありました。保管についての答弁がありませんでしたので、改めてお伺いしたいんですけども、用地買収を行う際のシミュレーション、行う前のシミュレーションと、実際これから取り組まれていかれると思います。実際の用地買収が終わった後、そのあたりについての検証を行うことが必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。今後、様々な形で用地買収に取り組んでいくときに、そのあたりの振り返りの材料となるよう、この材料として概算額等の各種資料については保管する必要があるというふうに考えておりますが、そのあたりについての答弁をお願いします。

### ○永石 敏新しい学校づくり専門監

用地を取得する際の、今現在の概算のシミュレーションの費用ということでございますが、こちらについても資料として保管をし、実際用地の御相談をする際の価格等の参考ともさせていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

### ○友田香将雄議員

そのあたりは振り返りの意味合いも含めて、また随時検証のほどをよろしくお願います。

次の質問に移ります。

これから、先ほど申し上げましたように、用地買収が進んでいくかというふうに思いますが、今後どのような流れでの交渉を進めていくのか、答弁をお願いします。

### ○永石 敏新しい学校づくり専門監

令和6年2月開催の第3回策定委員会で建設地が決定したことを受け、まずは現地測量をさせていただきたく、地権者並びに関係者につきましては、経緯を説明し、測量の承諾を得たところでございます。今後、用地の御協力をいただくまでには、幾つかの申請手続が必要であり、その申請には所有者などの方々から同意を得て申請を行う必要がございます。申請書類をいただくごとに用地の協力をお願いすることはもとより、機会があるごとに小学校予定地の所有者や周辺の方々に、今回新設いたします白石地域小学校の事業について御理解をお願いいたし、事業スケジュールに影響がないように慎重に進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

### ○友田香将雄議員

そしたら、今後進められるに当たって、用地買収が進んだ上で、工事の着工も今後予定されております。令和12年の開校に向けて、建設に対する着工はいつまでに行う必要があるのかというところの今後のスケジュールについて、そのあたりについて答弁をお願いします。

### ○永石 敏新しい学校づくり専門監

現在、施設コンセプト、学校の規模や求められる機能、建設用地の決定を行う基本構想がおおむね完了しているところでございます。今後は、学校施設内の教室の広さや数、その配置、各種計画の方針等を決めていく基本計画の策定を行い、建設着工に必要な建築工事の設計、造成工事の設計、それと用地測量、地質調査等の業務委託を行ってまいります。また、並行して開発行為や農振除外、農地転用などの各種協議申請を行うことといたしており、許可が下りた後に工事へ着手することとなると思っております。

現時点での整備スケジュールにつきましては、令和7年度の末には造成工事に着手し、校舎等の建築につきましては令和9年度末に着手していく計画でございます。今後、実施設計業務を行っていく中で、軟弱地盤への対応策や校舎の構造等が決定していくことで、詳細なスケジュールが見えてくることとなりますが、常にスケジュールの管理を行い、令和12年開校に向けて頑張っていきたいというふうに考えております。以上です。

### ○友田香将雄議員

この白石地域新設小学校につきましては、当初令和10年の開校という予定だったんですけれども、諸々の事情があり、令和12年というふうに延期になりました。この令和12年というところから先に延びないように、ぜひ丁寧な御対応等を含めてよろしくお願いしたいというふうに思っております。

また、ここですごく気になったことがあったので、追加で質問をさせていただきます。

今現在、冒頭申し上げましたように、パブリックコメントが行われておりますが、このパブリックコメントにつきまして、広報紙、各種町のSNS等、どこにも案内がされていない状況です。パブリックコメントの周知につきましては、私自身が平成29年よりルール化の必要性をずっと訴えさせていただいておりますが、この広報、または周知についてどのように取り組まれているのか、そのあたりについての答弁をお願いいたします。

### ○中村政文総務課長

パブリックコメントの周知について、どのように取り組まれているのかということでございます。

パブリックコメントの制度につきましては、町が政策を決めるとき、その案を広く町民の皆さんに公表して、皆様から寄せられた御意見等を案に取り入れることができるか等を検討し、その検討結果とともに、寄せられた意見等に対する町の考え方を併せて公表していく一連の手续というふうになっております。本町におけますパブリックコメント制度の運用につきましては、役場内で統一的な運用を行うべく、平成30年4月から白石町パブリックコメント手続要綱を策定しております。その中で、パブリックコメント制度の目的や対象を明確にして、公表や意見提出の方法などについてもルールの整備をしております。また、令和3年5月には、企画財政課と協議をしなが

ら、スマートフォンの普及を見越して、パブリックコメント制度のSNSの活用もと、職員に向けて周知をしてきたところではございます。

議員が言われるように、パブリックコメントの広報、周知については、対象となります政策等を進める際には、広く意見を募集して、町政への参画機会を拡充する上では重要なことであるというふうに認識はしております。今回、対象となっております白石地域の新設小学校の基本構想案に関するパブリックコメントでも、特に町民の関心が高いものであると考えられますので、町のホームページへの掲載だけではなくて、その他の手段、先ほど来計画にも上げておりますように、SNSの活用についても実施すべきというふうに考えております。

今後、再度白石町のパブリックコメントの手続要綱の職員への周知の徹底を行いながら、確実に行政運営の公正の確保と透明性を上げるという上でも、町からの広報の在り方や情報発信についても、職員の意識向上に努めてまいります。

以上です。

### ○友田香将雄議員

今、白石町ホームページを見ますと、2月22日に白石町障がい福祉計画及び第3期白石町障がい児福祉計画案に関する意見の募集が行われております。また、2月26日に関しては、冒頭にありましたように、白石地域新設小学校基本構想案が出ております。パブリックコメントが出ております。また、次の日の27日に関しては、白石町高齢者福祉計画案に関する意見募集も上がっております。いずれにしろ、こういった形でいろいろなコメント、または意見募集をかけているにもかかわらず、これが町民の皆様のように周知ができていなくて、言ってしまえば、知らない間に始まっていて、知らない間に終わってしまったということになりかねない状況になっております。

パブリックコメントに関しては、一般から意見を募り、その意見を考慮することによって、行政運営の公平性の確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に役立てることを目的とするというふうにあります。大変重要な取り組みであることから、先ほども申しあげましたように、知らずに行われていて、知らずに終わっていたということが本来はあってはならないというふうに思っております。手続上、パブリックコメントをホームページに公開するだけで確かにいいのかもしれませんが、そこを周知するというところに関してが一番の、この目的に対しての根本的な大事なところになってくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひこの周知について改めて徹底のほどをお願いしたいというところととも、これを例えば一つの課、例えば総務課さんのほうは総務課さんのほうで主になって取り組むという形だけやったら、なかなか難しいというのが正直あると思います。実際、このパブリックコメントに関しては、各課さんのほうが独自でやられているところもあるという話は聞いておりますので、これは全庁的にこの意識づけをやっていくというところも含めて、ぜひ進めていただければなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それで、その次の質問に移らせてください。

フリースクールに通学を検討している、または通学されている児童・生徒に対する

支援策について質問いたします。

子どもたちの学びの環境を確保するのは、我々大人の責務ではありますが、様々な理由により、通常の小・中学校に通うことができない児童・生徒がおられます。そのような子どもたちのための学びの場として、フリースクールが近年増えてきておりますけれども、文部科学省でもフリースクール等に関する検討会議の中では、学校外での学習の場の重要性について議論が進められているところというのは、皆様御承知のとおりだというふうに思っております。白石町内でも、フリースクールに通っている、または通うことを検討している御家庭もあるというふうに伺っておりますが、町として、これに対して支援を行う必要があるというふうに私としては考えておりますが、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

### ○出雲 誠学校教育課長

現在、白石町においては、心理的、情緒的理由により登校できない状態にある児童・生徒に対して、個別や小集団での相談、支援、各種活動などを行い、自立を促し、集団生活に適応する力を育みながら、学校復帰や社会性の育成に向けた支援を行う目的で、教育支援室コンフォートスペース「あい」を設置しています。フリースクール等の教育支援室を設けていない他の自治体では、フリースクールに通う児童・生徒の世帯に対し、奨学金等を助成する自治体もあるようです。本町においては、コンフォートスペース「あい」による教育支援室がありますので、フリースクールへの通学に対する支援は、今のところは考えていないところです。しかし、登校できない児童・生徒には、その個人ごとの様々な理由があり、その指導内容、立地、人間関係などが影響し、コンフォートスペース「あい」が合わないという児童・生徒もいるかと思えます。また、進学等の学校の環境の変化による不登校の増加も懸念されるところです。これらの諸問題を補完する目的で、令和6年度の予算において、別室における学校生活支援事業を要求しています。情緒的に不安定な生徒に対し、専任の学校生活支援員を配置し、その支援を行う事業で、県の補助事業を活用とはなりますが、支援室を中学校に設置を予定したいと思っております。この補助事業の活用、またスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの適切な配置により、児童・生徒の、またその家庭へのアプローチの状況を注意深く確認しつつ、フリースクールに対するその社会的役割の変化を見ながら、今後適切に判断していきたいと考えております。

### ○友田香将雄議員

本町には、コンフォートスペース「あい」の設置をされております。この事業に取り組んでいただいているということは、本当にありがたいことだというふうに私としても感じております。しかしながら、様々な子どもたちの状況を鑑みますと、子どもたちにとってよりよい選択肢を増やしてあげるということも、併せて重要なことじゃないかというふうに考えております。フリースクールの平均月謝がおよそ3万円程度というふうに言われておりますけれども、そのことを鑑みても、例えば大町町や江北町さんはその費用の一部を助成する制度があります。もちろん、先ほど答弁のほうにもありましたように、本町としてはコンフォートスペース「あい」を設置しておりま

すが、大町や江北さんのほうはそれをされていないということもありますので、一長一短のところもあるかとは思いますが、そういった今現在として、なかなかコンフォート「あい」のほうはよりよい選択肢になっていない児童・生徒さんのほうに関しての支援策というところが漏れているという状況があるかというふうなところは、答弁の中でも感じたところがありますので、御理解をいただいているんじゃないかなというふうに思っております。

私としては、冒頭に統合再編の目的は何だったのかということの質問をさせていただきました。よりよい児童・生徒に対する教育環境の充実というところを鑑みますと、今回令和6年度に中学校の統合を予定されております。来月には始まります、開校がですね。そのあたりも含めた、予算の適正化を今後図られていくときに、そのよりよい教育環境というところで、先ほどのフリースクールに対する予算であったり、昨日もありました、スクールバスを使えない子どもたちの電動自転車、こちらに対する補助であったりとか、様々な形でそこに対して費用をかけていくというところをぜひ進めていただきたいというふうに思っております。このあたりの、これからの統合再編と併せて、よりよい教育環境に対する支援策、また予算の確保というところに関して、本来であれば町長にお聞きしたいというところがあったんですけども、今日は町長、大変喉の調子が悪いということがありますので、よろしければ副町長、もしくは教育長のほうから答弁をお願いいただけたらというふうに思います。

### ○北村喜久次教育長

フリースクールへの補助のことで御質問をいただいております。

本町が設置していますコンフォートスペース「あい」とフリースクールとの違いは何かということになりますと、中身はほとんど変わらないというふうに認識しています。行政がつくっています教育支援室ですので、学校復帰を中心とした施設であろうということですね。多分、想像される方が多いと思いますけれども、当初は適応指導教室という名称をしておりましたけれども、その適応は学校復帰ということを中心ですね。でも、今はそれを外しています。今やっただいただいていることは、とにかく家から出て、元気に自立した生活を送れるようなエネルギーをしっかりと蓄えられる様々な活動をやっただいただいております。野菜作り、料理、体ほぐし運動ですね。もちろん、学習もあります。特に、時間割を決めて、これをしなさいというようなことはなくて、それぞれの学習の内容は個々の子どもが決めております。そういうことで、スタッフはいろいろ知恵を出して、いかに子どもたちを勇気づけ、元気を与えるかということで腐心をしていただいておりますので、このことに公費として予算を投入してやっただいただきますので、取りあえずこの利用について、まず御検討していただきたいし、このコンフォートスペース「あい」の状況についても、もっと知っただいただきたいというところがあります。それで、もっと勉強を中心とか、いろいろ個々の事情があると思いますけれども、今のところ、そういった個々の事業に対して町が支援するというのが、今のところは難しいと私は思っております。いずれにしても、まずはほかの市町と比べちゃいかなですけども、ほかの市町以上にコンフォートスペースは頑張っただいただいておりますので、その活用について検討していただくということをお願い

いたします。

以上です。

### ○友田香将雄議員

コンフォートスペース「あい」さんのほうがしっかり頑張っているというの、私も同じ認識であります。ただ、これは皆さんもぜひ、御理解いただいていると思うんですけども、例えば放課後等デイサービス、様々な事業者さんが町内でもありますし、この近隣でもあります。その中で、いろいろな方針に基づいて運営されております。そこで、例えばAの事業者さんであったら、なかなか子どもさんのほうに対して合わない。ただ、Bのほうだったら生き生きと通うことができる、この選択肢が大事だと私は思うんですね。もちろん、何度も申し上げますけれども、コンフォートスペース「あい」さんのほうがしっかりやっているとすることは私も重々理解してはいるんですけども、ただこれは先ほどの答弁にもありましたように、いろいろな事情、環境であったり立地スペースであったり、近隣の住まわっている人たちとか、様々な環境の要因があって、そこに行きたいけれども行けない、ただそれが町外のところに行ければ通うことができる。同じようにデイサービスのところも、いろいろな事業者さんがあられて、いろいろな選択肢があって、そこに対して一番利用しやすいところを利用されているという方向も、これは高齢者の方でも障がいを持たれている方でもいろいろな選択肢がある、その中で行くことができるというところの選択肢というのが、私としてはすごく大事なことじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひこのあたりの予算というところに関しては、何度も申し上げますけれども、統合再編の適正化された予算の中から、また改めて町としても捻出をお願いしたいということは重ねてお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次は、業務継続計画、BCPについての質問です。

災害時における職員の皆様の早急な参集の重要性については、昨日重富議員のほうからの一般質問にもありました。関連する部分となりますので、よろしく申し上げます。

平成30年6月に策定されました、この白石町業務継続計画、BCPにつきましては、災害時における職員の皆さんの参集における課題につきまして記載がありました。その記載内容としましては、参集状況の確認につきましては、庁内でルール化できていないというところの記載がありました。それで、その対策として、参集状況の確認方法につきまして、システムの導入を含め、早急に検討を行い、対策を講じていく。また、参集訓練の定期的な実施及び参集基準の周知徹底によりまして、迅速に参集ができるような体制を構築するというふうにあります。その後のルール化についての対応と、参集訓練の実施状況について答弁をお願いいたします。

### ○中村政文総務課長

本町では、大規模災害時に人、物、情報やライフラインが利用できる資源に制約がある状況下におきまして、非常時の優先業務や指揮命令系統を明確化し、適切な業務執行を行うために、平成30年に白石町業務継続計画を策定しております。この計画に

つきましては、白石町地域防災計画の実施計画として位置づけておりまして、基本方針や災害時の職員の参集予測、現状の課題や対策、非常時優先業務の選定などを記載しております。

お尋ねの災害時におけます職員参集方法や参集状況の確認についてのルール化につきましては、災害の情報伝達手段としまして、全職員が登録しています職員の専用アプリで緊急連絡網を構築しておりまして、参集や災害体制の連絡を行っております。登庁している職員の参集確認につきましては、各課で行っている状況ではございますが、災害対策本部が設置されたときには、この緊急連絡網での連絡と各課からの報告によりまして確認をすることとしております。大規模災害時には、災害対策本部からの連絡を待つのではなく、おのこの職員が被災情報等を確認し、参集できるように、確実な情報伝達におけるルールづくりを構築しなければならないというふうに考えております。

参集訓練につきましては、業務継続計画を作成する上で設定した条件に基づいての実施というふうにはなりますが、今の現状としては、実施ができていないというところがございます。しかしながら、大規模災害時には迅速に多くの職員が参集をして、体制を構築して、災害対応に当たる必要がありますので、今後は参集基準の再確認、また研修会、併せて参集訓練等の実施を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○友田香将雄議員

参集方法につきましては、ルール化は一定程度完了されているということでしたが、参集訓練については、この5年間なかなか行うことができなかったということの答弁でした。

ただ、この参集訓練をするにしても、もともとBCPの中にあります職員の参集予測の中には、徒歩およそ3キロ歩いてくるという予測がされておりますので、参集訓練をするにしても、訓練時に皆さんのほうに徒歩で、歩いてきてくださいねというものなかなか大変じゃないかなというふうに思っております。そのあたりも含めて、この参集訓練にどのように取り組んでいくかという検討もまた改めてする必要があるかとは思いますが、ただいづれにしろ、大規模災害時におきましては訓練をどのくらいやったかというところが鍵になってきますので、大変なところだというふうに私としても理解はしておりますが、ぜひ今後の訓練の実施のほどをよろしく願いいたします。

それで、次の質問に移らせていただきたいと思いますけれども、議長のほうにぜひ許可をお願いしたいと思います。

このBCPにおける②と③、こちらの質問の順番を逆にさせていただけたらというふうに思いますけれども、よろしいですか。ありがとうございます。

そしたら、③のほうを先になんですけれども、BCPにおけます給食センターの位置づけと災害時の運用について、こちらのほうの答弁をお願いいたします。

#### ○出雲 誠学校教育課長

大規模災害時の給食センターの運用については、新給食センターを建設する際に検討してまいりましたが、給食センターを稼働するためには大量の電力を要し、災害時に自家発電でこれを賄うとなれば相当の設備が必要となり、多額の費用を要するため、自家発電による設備稼働は困難であると考えました。本町では、九州電力と災害協定を締結しており、協定では、災害時は人命に関わる施設は最優先的に復旧するとされておりますので、業務継続計画にもある、災害時に給食センターを活用しての避難者に対する炊き出しも行うことになると思います。また、災害時には学校も休校となることが考えられますが、学校が再開すれば、子どもたちへの給食提供が主体になると考えています。

### ○友田香将雄議員

先ほど、給食センターにおきましては災害時の炊き出し等を担う形も想定されているということだったんですが、ただ答弁の最初のほうにもありましたように、電源確保の手段とかは考慮されていないということだったので、実際的なことを考えてみますと、電力の復旧がされてからというふうになってきますので、そうなってくると、給食センターが炊き出し等を行うにしても、実際の支援が入ってくる少しの間しか利用ができないというふうに想定がされますので、実際としては、炊き出しに関しては地域の住民の方だったりボランティアの方だったり取り組んで、御協力をお願いしていくことになるんじゃないかなというふうに確認が取れました。ありがとうございます。

そのことも踏まえてなんですけれども、人的資源に関する課題と対応策について質問をさせていただきます。

実際の災害時につきましては、想定以上に職員の皆様が参集できないということも十分考えられるというところだと思われまます。その点についての課題と対応策について答弁をお願いいたします。

### ○中村政文総務課長

地震災害にかかわらず、全ての災害においても共通していることとは思いますが、災害の規模が大きくなればなるほど、職員の参集に時間を要するために、人員の不足が第一の課題だというふうに考えております。また、人員不足による初動の体制の構築や指揮命令、避難所開設などのノウハウを持った職員にも不足が生じ、混乱することが予想されます。このような突発的な災害に対応するため、白石町業務継続計画において職員の参集の予測、優先業務を明確化し、限られた人員の中で適切な災害対応を行っていかねばならないというふうに認識しております。万が一の大規模な災害が発生しますと、町は通常の業務と同時に災害対応を行うこととなりますが、関係機関や民間のボランティア団体、また災害協定を締結していただいております企業などと連携をしまして、人員の確保を最優先しながら対応していきたいと考えているところです。

また、白石町の業務継続計画につきましても、新たな組織の変化、また災害リスクに対応するために、順次更新と改善を行ってまいります。

以上です。

#### ○友田香将雄議員

答弁の中にありました、関係機関や民間のボランティア団体、または災害協定を締結しております企業との連携というふうにありました。私も、ここがいち早い災害対策、または復興につながるというふうに考えております。先ほど質問させていただきました給食センターの炊き出しのことも、行政側として準備はされていると思うんですけども、そこが使えない可能性が十分に考えられるということがありましたら、そういう炊き出しであったりとかというところも、行政のほうでこれをやるというのは限りがある。逆に、それを民間のお力を借りることができて、その分職員の皆様が通常業務、復興業務のほうに携わっていただく、この仕組みをしっかりとつくっていくことが重要であるというふうに考えております。特に、地元福祉事業者さんであったり、商工業者との連携が重要であるかというふうに思います。そのあたりの重要性について、ぜひ御見解をお願いいたします。

#### ○中村政文総務課長

議員がおっしゃるとおり、そのときの対応についてはマンパワーが大事になってくるわけですので、地元の商工業者、また民間の企業さんとも災害時においての協力体制を築いていけるように、当初から検討を行いながら、話し合いを通じて協力を求めていきたいと考えます。

以上です。

#### ○友田香将雄議員

災害時の限られた人的資源を効果的に配置するためには、民間の方の力が何よりも重要となりますので、これも昨日の質問にもありました、災害協定の整理であったりとか、あとは各種団体のほうとの締結を進める、または締結まで行かなくても、そういう話し合いを重ねていくというところをぜひ推進していただけるよう、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

災害時における医療的弱者に対する電源の確保施策について質問いたします。

災害弱者の支援体制の確保が必要なことは周知のことであるというふうに思いますが、その中で特に人工呼吸器や吸引器など、医療機器を日常必要とされている医療的弱者に対しての支援についても、近年議論が活発化している状況です。医療機器に関しては、災害時においては電源確保が何よりも重要となってきますが、発電機等の電源に関しては医療機器が故障するリスクもあり、メーカーも推奨しておらず、また蓄電池におきましてはほとんどがアウトドア用品を想定されているということもあります。昨日の質問で、福祉避難所は町内で7箇所想定されているということでした。福祉避難所に指定されておりますのであれば、医療機器が使えるように体制を整える必要がありますし、また避難所に避難ができない被災者の方に対しても、電源確保の支援を

行うことは至極必要であるというふうに考えておりますが、答弁をお願いいたします。

### ○中村政文総務課長

医療的ケアが必要な方に対する電源の確保、このことにつきましては、災害時において重要な課題だというふうに捉えております。災害時にもし停電が発生すれば、生命を脅かす可能性もございます。本町が行っております災害時の電源確保としましては、非常用電源の整備や発電機の備蓄、それに加えて屋内でも使用できる持ち運び可能な蓄電池を、順次計画的に整備を進めているところではございます。また、しかしながらその蓄電池につきましては、あくまで避難所での使用を想定しておりますので、医療機器のような生命に直接影響するような精密機械ということではございませんので、今後はこの機器の、精密機械も電源確保ということも併せまして、随時確保対策も必要だと考えておりますので、計画的に準備をしてまいりたいというふうに考えます。

以上です。

### ○山下英治長寿社会課長

長寿社会課のほうからは、個人が備える非常用電源の購入補助についてお答えをさせていただきます。

災害時における医療的ケアを要する方に対する電源の確保施策といたしましては、県及び町にそれぞれ補助制度がございます。まず、佐賀県においては、命の72時間事業といたしまして、在宅で生命維持のため人工呼吸器などの医療機器を使用している障がい者等に対し、自家発電機や蓄電器の購入に要した費用について、20万円を上限に補助するものでございます。また、町においては、障がい者等に係る日常生活用具費の給付事業といたしまして、対象者の要件は県と同様でございますが、購入に要した費用について、21万円を上限に補助をさせていただいているところでございます。

以上です。

### ○友田香将雄議員

総務課としては、今後の検討材料に上げていただけるということで、ありがたいというふうに思っております。また、購入補助についての答弁のほうもいただきました。県、町のほうから補助をしていただけるというのはありがたい話ではあるんですけども、ただこの医療機器に適応している蓄電池関係に関してはかなり高額であるということも鑑みると、もともと医療機器を使われている御家庭、いろいろな形で医療費がかさまれているということもあって、なかなか余裕がある御家庭さんがそんなに多くないということもありますので、そこに、もちろん買っていただくことが一番の安心材料ではあるんですけども、そこがなかなか手を出せないという御家庭も想定されることから、これは町のほうでも1つでも2つでも保管をしていくということに対しては、今後の方が一のときに関しては活用ができるんじゃないかなというふうに思っております。

いずれにしましても、この在宅医療、もしくは災害時の在宅避難に関して、しっか

りと支援ができるよう、この電源の確保というところに関しては今後も検討のほどをよろしく願いいたします。

それで、3つ目の質問に移らせていただきます。

保育園の民営化について質問いたします。

あかり保育園の民営化につきまして、本町の財政負担軽減を理由に進められております。特に、医療的ケア児等に対する丁寧な対応を必要としている子どもたちの受皿について、議論がなかなか欠けているんじゃないかなというふうに私としては感じておるところでございます。配慮が必要な子どもたちに対する受皿の確保について、行政の責務と本町の方針について質問をいたします。

### ○木須英喜保健福祉課長

本町の障がい児保育の対応につきましては、平成25年度からの町内保育園民営化以前より取り組みを行ってきております。公立園、私立園を問わず、町内全ての保育園等で実施をされている現在の状況でございます。保育所等は、生活を基盤とした子どもとの関わりの場であり、保育を通じて子ども一人一人の心身ともに健やかな成長と発達を保障することは、町の責務であります。医療的ケア児においても、ほかの子どもと同様に健やかな成長、発達のために、一人一人の発達、発育状況に応じた保育を提供することが重要であり、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、周りの子どもとの関わりや1日の生活の流れなど、乳幼児期にふさわしい環境を提供することが求められております。

配慮が必要な子どもたちの受皿の確保ということですが、前回、これまでの民営化のときも同様でございますが、選定に当たっては町立保育園の保育水準を満たし、現在実施している特別保育事業の内容を踏襲した上、保育の質を維持、向上できる事業者を選定することというふうになっております。これまで町内6箇所の保育園を民営化してきましたが、本町の公立保育園が先進的に取り組んでまいりました乳幼児保育、それから障がいを持つ乳幼児の保育、あるいは延長保育などの保育事業の実施について、現在の私立保育園では当然の事業として実施をされているような状況でございます。保育園への入所決定は町が全て行っておりまして、障がいのある園児の受入れには、個々の園児や保護者の状況に応じた人員配置や環境整備など、受入れ園や保護者との様々な調整事項がございます。医療的ケア児につきましては、これまでのところ町内保育園での受入れの実績はございませんが、医療的ケア児の受入れに当たっては、支援に関わる保健・医療・福祉等の関係機関との連携体制の構築が不可欠で、支援計画等の検討も必要となるため、保育所等での医療的ケア児の円滑な受入れ及び支援が図れるよう、町内保育施設への意向確認や対応手順等の事前確認などを検討してまいりたいというふうに考えております。また、実際の受入れ時におきましては、佐賀県医療的ケア児支援センター、こちらのコーディネーターの支援を受けながら、医師の指示書に基づき、受入れ態勢や環境整備等の確保をし、受入れを行うことというふうになります。今後、対応状況等を町内の園と話し合い、検討を重ねながら、支援体制の構築を進めていくことがこれからは重要かというふうに考えております。

以上です。

## ○友田香将雄議員

先ほどの答弁の中に、簡潔に言ったら、民営化するに当たって、条件等の中には、そういった医療的ケア児も含めた特別な対応を必要とする子どもたちに対しては受入れをすることというふうに載っているのですが、そのとおり各園のほうにも求めていくという話だったというふうに思っております。ただ、これは実際に全国的な問題ではあるんですけども、これは大変残念なことではあるんですが、医療的ケア児という、そういう特別な子どもたちに関して、受入れ拒否だったり、実際現実として受入れが難しいという園側の判断で、なかなか行き場所がないという子どもたちに関しては、実際問題として今出ている状況であります。先ほどの答弁の中に、今まではそういった需要がなかった、そういった形の実績がないということだったんですけども、今後考えていく際に一番重要となってくるのが、先ほどちょうど民営化されるに当たって、今回2回目の民営化の取り組みを進められております。前回のときには保育士の確保が難しいということで、御破談になりました。それは、今後も必ず出てくる話であって、例えば看護師さんの確保であったり保育士さんの確保というところは、絶対に必要なことではあるんですけども、そういった特別な配慮が必要な子どもたちに関しては、加配を求めていく必要があります。そのときに、各園としてその確保が難しいという形が今後必ず出てくるというふうに考えられるわけなんですけれども、そのあたりについて、自治体によってはそのあたりの、例えば看護師さんであったり保育士さんの確保というところに行政側がしっかりと、一緒にタッグを組んで確保を求めていくという自治体もあるというのは御存じだというふうに思っています。本町としても、町内の保育園さんのほうで仮にそういった特別な支援が必要な子どもたちが入所したい、入園したいという場合に、町としてもそういう人材の確保について、しっかりとタッグを組むような形の支援の仕組みが必要じゃないかなというふうに思いますけれども、そのあたりについて答弁をお願いします。

## ○木須英喜保健福祉課長

事業者の負担増に係る何らかの支援ということの御質問でございました。

医療的ケア児の受入れにつきましては、民間の事業者においても対応できる専門知識を備えた看護師の確保、受入れのための環境整備が、議員がおっしゃられるとおり、必要になってまいります。特に看護師につきましては、病院等でも昨今需要が高い上、人件費も高額化してきております。保育士と同じく、確保するのが全国的にも困難な状況というふうになってきているようでございます。

このようなことから、医療的ケア児保育支援事業として、看護師の設置や、また保育士の研修受講費用に対しまして助成を行うなど、事業者の負担軽減を図るメニュー等も国のほうからは今だんだん出てきているようでございますので、こういった事業を今後活用いたしながら、事業者の支援を町のほうも一緒に取り組んでいきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

## ○友田香将雄議員

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究ということで、みずほ情報総研株式会社さんのほうが出されている資料があります。保育所等における医療的ケア児の受入れ方策等に関する調査研究報告書があります。その中で、全国のアンケートの中で、実際、医療的ケア児の受入れに当たっての課題というところが複数回答されているものであるんですけども、No.1、No.2で、医療的ケアを実施できる看護師を確保できないというところが70%、回答としてあります。また、その次に来ているのが、たんの吸入器等の研修を受けた保育士の確保ができないというところだったり、あとは実際に利用を希望する子どもに必要な医療的ケアの提供に当たり、施設の整備が対応できていないというところの文言も、これも62%以上あるということもあります。もちろん、民営化されるに当たって、そういう受入れをしてくださいというところを前提に進められているところがあるので、もちろんうちの町内の各園さんに関しては、そこに関しては一生懸命積極的に取り組んでいただけるということは、私としても確信しているところではあるんですけども、ただ園側の努力だけでは難しいという現状が出てきた場合に、しっかりと町として支援ができる体制を整えていく、これは必ずしなきゃいけないと思いますし、これは行政側の責務、もっと言えば我々大人側の責務というふうに私としては思っておりますので、引き続きこのあたりについて手厚い対応のほどをよろしく願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○片渕栄二郎議長

これで友田香将雄議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

14時10分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年3月6日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 大 串 武 次

署 名 議 員 吉 岡 英 允

事 務 局 長 中 原 賢 一